

## 給与支払者向け定額減税説明会のご案内

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し、施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

この場合、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなります。

中京税務署では、源泉徴収義務者の皆様方に定額減税の概要及び実施方法等についてご理解をいただくため、下記の日程で公益社団法人中京納税協会との共催により、「給与支払者向け定額減税説明会」を開催いたします。

なお、会場の収容人数の都合上、事前申込制で開催します。参加をご希望の場合は、国税庁LINE公式アカウントから事前申込をお願いいたします（詳細は国税庁HPをご覧ください。）。

定員に達した時点で、申し込みの受付を終了させていただきますので、予めご了承ください。

### 【説明会開催日程】

令和6年3月25日（月）

令和6年3月28日（木）

時間：10時30分～11時30分（定員：20名）

場所：中京税務署 地下共用会議室

令和6年4月12日（金）

令和6年4月16日（火）

時間：10時30分～11時30分（定員：20名）

14時00分～15時00分（定員：20名）

場所：中京税務署 1階共用会議室

令和6年5月13日（月）

令和6年5月22日（水）

時間：10時30分～11時30分（定員：20名）

14時00分～15時00分（定員：20名）

場所：中京税務署 1階共用会議室

○事前申込

（国税庁LINE公式アカウント）

はこちら ⇒



○国税庁HP

（定額減税特設サイト）

はこちら ⇒



### <お問い合わせ先>

○ 中京税務署

法人課税第1部門

住所：京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎

電話：075-842-1610（直通）